

會學濟經學大國帝都京

叢論濟經

號二第 卷二十五第

月二年六十和昭

論叢

支那の田賦……………經濟學博士 八木芳之助

ナチス勞働配置の原理……………經濟學士 中川與之助

經營及企業の概念……………經濟學士 大塚 一朗

貨幣市場と資本市場……………經濟學士 中 谷 實

時論

現代日本の危機と經濟學……………經濟學博士 石 川 興 二

研究

ジージェックと形式的同種性の問題……………經濟學士 有 田 正 三

損益及び損益計算の問題……………經濟學士 尾 上 忠 雄

說苑

明治前期における日本經濟學の胎生……………經濟學博士 本庄榮治郎

附錄

彙報・外國雜誌論題

ナチス労働配置の原理

中川與之助

一 労働配置の意義

ナチスの所謂労働配置 (Arbeitsersatz) とは總ゆる國民同胞 (Volksgenossen) の労働力 (Arbeitskraft) に労働場所 (Arbeitsstätte) を與へること、換言すれば總ての國民労働力に給付 (Leistung) をなさしめんが爲に労働場所を供給することである。^(註一) かやうな政策の行はるゝに至つた理由は、後に詳述する如く道義上・經濟上・社會上その他諸種の理由に基くものであるが、一言に之を要するならば、國民の全體的福利 (Gesamtwohl) の爲である。従つてそれは廣い國家政策 (Staatspolitik) の一部をなすものでありて獨自の政策的價值をもつものではなく國家政策の如何によりて變化せしめられてゆく性質のものである。労働配置といふ言葉も政策もナチスによりて創始され體系付けられたものであるが、その萌芽は社會民主主義時代に於ける労働紹介や職業紹介等に求めざるをえないであらう。乍併それらによりて行はれし労働力の配分とナチスの労働配置とは根本的に異なるものとなつてしまつてゐるのである。第一にナチスの労働配置政策は根本に於て労働市場 (Arbeitsmarkt) としふ自由主義時代の概念を排してゐる。¹⁾ 前時代には労働は商品 (Ware) として取扱はれ、その價格即ち勞賃は労働の需要と供給との對立する労働市場によりて決定せられ、労働の社會的配分はかゝる勞賃によりて、即ち勞賃の高き所には多くの労働が、而

x 一九三四年三月七日の Informationsdienst の中に F. Meystre は Arbeitskraft の Ansehen を始めて „Arbeitseinsatz“ なる語を以てあらはした。F. Meystre, Allgemeine Sozialpolitik S. 39.

1) Brucker-Meystre, Sozialpolitik im neuen Reich S. 43.

してその低き所には僅少の勞働が流れゆくことによりて自然的自動的に調節 (automatischer Ausgleich) せらるゝものなりとなした。之に對してナチスは勞働は人格にして商品に非ずとなすのみならず、所謂勞働市場によりて決定せらるゝ勞賃によりて左右さるゝ勞働の社會的配分は國民的全體的必要に相應せずとなして舊來の勞働市場政策をすたしたのである。第二、新しき勞働配置政策は前時代の如く勞働組合企業家組合商工組合市町村等諸種の公私の機關による個別的・部分的なる勞働の不統一なる配分政策に非ずして、あらゆる國民の勞働力 (Gesamte Arbeitskräfte) の流れを統一的に指導 (Lenkung) せんとするものである。従つてナチス時代に至りて勞働の配分に關する活動は總て國家的に集中獨占せらるゝことなり私的な勞働紹介とか職業紹介機關は一切廢せられてしまつた。而して茲にあらゆる國民の勞働力とは勞働場所 (Arbeitsplatz) を求めつゝある勞働力のみならず現に勞働關係に置かれてゐる勞働力をも含む。蓋し既に勞働關係に置かれてゐる勞働力には改めて勞働配置の要なきが如くも全體的勞働の配置を行はんが爲には、從來の勞働場所を變更する所謂勞働交換 (Arbeitsaustausch) の必要も生ずるが故である。尙、あらゆる勞働力とはあらゆる地域あらゆる産業部門の勞働力を含むことは言ふまでもない。第三、勞働の配置は前時代に行はれし如き單なる勞働の紹介 (Vermittlung) や勞働の可能性の提供に非ずして勞働給付の爲である點に於てそれは現實的直接的意味をもつ。ナチスの勞働配置政策には國家政策の立場から割り出されたる一定の國民的總勞働給付が計畫され豫定されてゐる。少くとも現階段に於てはナチスの勞働配置政策は一定の國家目的を達する爲の計畫的な勞働遂行政策である。勞働の配置が勞働の遂行を意圖せられてゐる點に於てそれは勞働力を勞働場所に近づけることに非ずして寧ろ勞働力を勞働場所に結ばんとするものであるともいひうるであらう。乍併、ナチスの勞働政策は國家權力による勞働の強制化を意味するのではない。ナチス國家は勞働

は人格の表現として自由なるべきを不動の原則となしてゐる。即ち労働は各人が國家民族に對する道德的義務として各人の能力・希望によりて自發的・積極的に行はるべきものにして國家の強制すべきものに非ずとせられてゐるのである。労働配置政策の必要なる所以はかゝる自由労働の提供も之を個人的自由放任するならば、労働場所の社會配分の調整が行はず且又國家政策上の必要と合致せざるが故である。労働配置政策は多數の者に可能的なる最大の自由を興へんが爲に行はるゝ國家の指導であり制限であつて労働の自由を否定せんとするものではない。乍併、經濟の計畫化が進展するにつれ政策的に労働を配置するの必要は益々大となり従つて各人の自由に對する制限も大となつてゆく一般的傾向の否みえないことはナチスも之を認めてゐる。

労働配置は上述の如く労働給付の爲であり計畫的な労働遂行の爲の政策である。従つてその政策にはいふまでもなく最大にして最良なる労働給付が豫定せられてゐる。されば労働配置は單にあらゆる労働力を残りなく配置 (*restlose Arbeitsinsatz*) するといふ言はず労働力と労働場所との數量的な均衡 (*mengenmäßige Zusammenbringen*) に止まるべきに非ずして、全體的にみて最大の労働給付をあげうる様に慎重なる労働配置 (*sinnvolle Arbeitsinsatz*) を要するのである。³⁾ 労働者の能力・教養・性格等に最も適したる労働場所を興へざるべからざるの原則はこれより生まれ出づる。即ち労働の配置は一つには労働力の數量的配分の調整を意味し他には労働の質的配分の調整を意味する。而してかやうな労働の量的質的配分に就て二つの根本的な問題が生ずる。一は労働場所の數に比して配置せらるべき労働力の不足の場合であり他は前者に對して後者の過剰の場合である。前の場合には労働時間の延長とか機械の利用又は労働の再教育や労働の保護政策等が當然問題になるが結局に於ては人の問題とならざるをえぬ。而して後の場合即ち提供せらるゝ労働力に比して仕事場所の不足する場合には國家としては労働時間の短

3) Brucker-Meystre, a. a. O. S. 38-44.

縮機械排斥等の姑息的手段を講じうるも結局は勞働を新に創出するの政策ナチスの所謂勞働創出政策 (Arbeitsbeschaffungspolitik) をとるの外根本的な解決方法はない。勞働配置政策はかくの如くして、社會政策・文化政策・財政政策等と密接不離の關係をもつてくるのである。

(註一) ブルック・マイシュトレ (Brücker-Meystre) は國民の勞働力は唯一の財産 (einziger Reichtum) であるから使用されずには放棄されてゐる勞働力は最大の浪費である。……國民にとりては彼に與へられ而して各個の國民同胞に自然的に結合されたる勞働力は一の總價値 (eine Gesamtwert) を有するから、勞働配置 (Arbeitsersatz) とは勞働者を勞働場所にもたらすこと (Heranbringen des Arbeiters an den Arbeitsplatz) 即ち従來の用語の意味に於ける勞働の紹介 (Vermittlung) に非ずして、總國民的勞働財産を勞働の場所に配置すること (das Einsetzen des gesamten volklichen Arbeitsvermögens an den Stellen der Arbeit) を意味することとなす。(註二) エ・ゲルハルトは人間勞働力の利用は勞働場所 (Arbeitsplatz) に於てのみ行はれる。……勞働の需要供給の自由なる自己均衡 (der freie Selbstausgleich) が益々行はれざること甚しくなれば國民的國家的必要から勞働力の計畫的指導 (planmäßige Lenkung der Arbeitskräfte) としての勞働配置が必要となつて來ると云ふ。

二 勞働配置政策の沿革

勞働配置政策はナチス特有の意味をもつものであるが、既に述べし如くそれは忽然として現はれしものに非ずしてその萌芽は舊時代の勞働紹介や職業紹介に之を求めねばならぬ。以下今日の勞働配置政策に至るまでの沿革を述べやう。

1、世界大戰前の勞働配置は極めて制限された程度に於て僅かしか行はれてゐなかつた。勞働配置に就て計畫的な國家政策は存せず、否、當時の自由主義國家は寧ろ勞働力の權威的な指導に對して反對をなした。かくして勞働紹介 (Arbeitsvermittlung) は勞働者組合・使用人組合・企業家組合・農業會議所 (Landwirtschaftskammer)・同業組合

4) Brucker-Meystre, a. a. O. S. 38-39.

5) J. Gerhardt, a. a. O. S. 194-199.

6) J. Gerhardt, a. a. O. S. 206 Dr. Syrup, Aufgaben und Ziele des Arbeitseinsatzes (Jahrbuch für Sozialpolitik S. 20).

(Lanngen)。社會事業その他公共團體等多數の機關によりて行はれしが、相互の間に連絡もなく種々の見地から各特別利益の爲に行はれてゐた。然し當時はかゝる個人主義的な自動的な労働の需給調節で事足つたのである。蓋し國家統一のなれる以後の獨逸經濟は世界戰爭の始まるまでは上昇の一方を進るのみにして大體に於て労働の需要は増す許りであつた。而して都市に於ける工業の夥しき労働の需要は間斷なき農民の離村(Landflucht)や外國労働者の移入によりて略々充され、經濟的不況の時代には、過剩労働が國內的・國際的移動移出するによりて或はかゝる時期に特に發達したる建築經濟等に吸収せられて莫大なる失業者を出すことなくして済んだからである。然し當時の人々は夥しきこの離村の現象が労働の配分上構造的變化を齎らし且つ獨逸國民生活にとりての危機を醸成しつゝあることを知らなかつた。今日の労働配置政策は一には當時の無思慮なる労働移動の結果現はれた弊害を克服せんために生まれたものである。

□、世界戰爭が勃發するに及んで人々は始めて戦前に政府は何らの労働市場政策を行はざりしこと、労働配置の爲に何ら適當なる組織と機關を有しないことを知つた。軍需工業その他重要經濟部門に於て出征軍人の代りとなるものの對策は講ぜられてゐなく、食糧の自給自足政策を樹てても農村労働缺乏の爲にその効果を擧げえなかつた。戦時經濟に於ける労働力の不足は軍需工業以外の他の部門に於ても經營の縮小停止を餘儀なくせしめ一九一四年の八月には早くも前月の八倍の失業者を出し之を急卒に克服する労働配置政策はなかつた。獨逸に於てはつまり軍事動員はよく考慮せられてゐたが經濟的動員殊に労働配置の領域は全く不準備であつたことを暴露するに至つたのである。

ハ、世界戰爭後には先づ六百萬にも上る歸還兵の就職問題を惹起した。最初、戰爭参加者は郷土に確實に労働

場所を獲得する迄は軍隊に止らむしる方針の下に徐ろにその解決を圖らんとしたが、停戦協定條件の爲にやむをえずそれは放棄せしめられた。かくて國家は戰爭參加者にして職をみつけない失業者の生活は國家的に保證するといふ法律を一九一八年十二月十三日に發布したが之も亦財政上の理由によりて行ひえざることとなつた。國家は今や強大にして包括的なる勞働配置政策を樹つるの外なきことを覺るに至り、大規模なる勞働配置政策を樹たてざるもの國內動亂の爲に妨げられ、且又經濟ブロックや世界經濟混亂の爲に經濟界の前途に對する豫測が不可能となりしため、勞働配置政策はさし當り從業關係を一應整へることとし、特に戰爭參加者を強制的にこれらの舊職場に配置することとした。之が幸に成功して一九一九年頃までには大部分の出征軍人の失業は克服せられた。出征軍人の復職問題は一應解決つきたるものゝ、窮迫せる獨逸經濟界の情勢殊にインフラチオンのために續出する没落者と失業者とは益々國家をして統一的計畫的なる勞働配置政策の必要を痛感せしめて遂に、一九二〇年には國家の勞働紹介局(Reichsamt für Arbeitsvermittlung)を作り、一九二二年には勞働紹介法(Arbeitsnachweisgesetz)を、一九二七年には勞働紹介及び失業保險の法律(Gesetz über Arbeitsvermittlung und Arbeitslosenversicherung)を發布するに至り、それらが社會民主主義時代の勞働配置政策の支柱をなすに至つた。失業に對して政府はかゝる立法的對策を講じたるものゝ獨逸經濟界の沈滞と共に年々増加してゆく失業者數は、政府をして失業手當を與ふると共に、従来の勞働紹介を更に一段と發展せしめて地方的のみならず之を全國的に及ぼすこととなした。勞働紹介を擴張すると共に一九三一年には「自由勞働奉仕」(Freiwillige Arbeitsdienst)も創始せらるゝに至り後年の國家的勞働奉仕への端緒を拓いた。之と同時に社會民主主義時期の末期には各種の緊急的救濟事業も始められて勞働を創出するに至つた。以上の如き舊時代の諸經驗がナチス時代に至りて勞働配置政策として今日の如く體系つけらる

に至つたのである。

ナチスの勞働配置政策に關する法律的根據をあぐれば次の如し。

- 1、一九三三年三月三日、農村手傳に關してライヒの「勞働紹介及び失業保險官署」長官の命令 (Erlass des Präsidenten der Reichsanstalt für Arbeitsmittlung und Arbeitslosenversicherung betr. Landhilfe)
- 2、一九三三年六月一日、失業減少の爲の法律 (Gesetz zur Verminderung der Arbeitslosigkeit)
- 3、同年九月二十一日、右第二法律
- 4、一九三四年五月十五日、勞働配置の統制法 (Gesetz zur Regelung des Arbeitsnasses)
- 5、一九三四年八月十日、勞働力配分に關する命令 (Verordnung über die Verteilung von Arbeitskräften)
- 6、一九三四年八月二十八日、勞働力配分に就ての指令 (Anordnung über die Verteilung von Arbeitskräften)
- 7、一九三四年十二月二十九日、専門金屬工の勞働配置に關してライヒ官署長官の命令 (Anordnung des Präsidenten der Reichsanstalt über den Arbeitseinsatz von gelernten Metallarbeitern)
- 8、一九三五年二月二十六日、勞働手帖採用に關する法律 (Gesetz über die Einführung eines Arbeitsbuches)
- 9、一九三五年二月二十六日、農業勞働力の需要充足の爲の法律 (Gesetz zur Befriedigung des Bedarfs der Landwirtschaft and Arbeitskräften)
- 10、一九三六年十一月七日、四ヶ年計畫遂行の爲の第一次法令—専門勞働者の後繼者の確保に關して—
- 11、一九三六年十一月七日、四ヶ年計畫遂行の爲の第二次法令—鐵及び金屬經濟の國家政策經濟政策的重要な任務の爲に金屬勞働者の需要を確保せんとする—
- 12、一九三六年十一月七日、四ヶ年計畫遂行の爲の第三次法令—金屬勞働者及び建築専門勞働者の職業復歸に就て—
- 13、一九三六年十一月七日、四ヶ年計畫遂行の爲の第四次法令—國家政策上並に經濟政策上重要な建築計畫の爲に勞働力及び建築資材を確保せんとする—
- 14、一九三六年十一月七日、四ヶ年計畫遂行の爲の第五次法令—年長サラリーマンの就業に關する—
- 15、一九三六年十一月七日、四ヶ年計畫遂行の爲の第六次法令—金屬勞働者及び建築勞働者の募集及び紹介に當りて符號 (Kennvorzeichen) を禁ずる—

16、一九三六年十二月二十二日、四ヶ年計畫遂行の爲の第七次法令—労働關係の違法的解除防止に關して—
17、一九三七年二月十一日、金屬労働者の労働配置令

三 労働配置政策の必要

労働配置政策はその沿革に於て述べし如く實際的必要より生まれしものなるが、ナチスが獨逸經濟を再建せんとするに當りて、それは又自ら理論的にも必要缺くべからざるものとなつて來た。以下、吾人は便宜の爲め勞働配置政策の必要を實際的と理論的との二つに大別して體系付けてみようと考へる。

A 實際的必要

労働配置政策を實際上必要とする重大なる問題は二つある。一つはナチスの政權獲得當時に存した巨大なる數に上れる失業の克服であり他はナチスの新經濟政策に於ける所謂四ヶ年計畫の遂行である。

1、失業克服問題 獨逸に於ける失業者數は一九三二年九月には五百萬といはれしが一九三二年から三三年にかけての冬期に遂に六百萬を超越するに至つた。尤もそれは統計に把へられたる數字にして統計に把へられざる所謂日にもえざる (unsichtbar) 失業者を數ふれば七百萬を突破したといはれる。而して當時の獨逸に於て生業に従事しうる能力ある労働者・使用人は合計二千六十萬と概算せられてゐるが、ナチス政權獲得當時は僅かに千百五十萬が即ち約五〇%が實際上仕事に従事してゐたにすぎない。獨逸の労働者及び使用人は獨逸全國民の約三分の一を占めてゐるとなされるが、右の如くその三分の一の約五〇%が従業してゐないとすれば概算して國民の六分の一即ち國民六人の中一人は失業者であつたといひうるのである。かくの如き巨大な數字に上る失業者群の發生

7) L. Brucker-F. Meystre a. a. S. 40-1.

8) L. Münz, Arbeitseinsatz nach dem Vierjahresplan S. 7.

したことをそれ自體が社會民主主義末期の獨逸が奈落の底に没落してゐたことを示すものであるが、又この失業が經濟上財政上の重壓となり社會上の弛緩となつて再び獨逸をして起ち上がること能はざるものたらしめてゐたのである。特に政權を獲得したるナチスが何よりも先に解決すべきは、而して多年かからの政治運動に於て國民に公約し來れるはこの失業の克服であつた。これこそ國民の死活の問題であるのみならずナチス政權が人心を收攬しうるか否かの最初の試金石であつた。ナチスが所謂「失業克服の闘争」(Kampf gegen die Arbeitslosigkeit)を勇敢に開始したことは當然であつたといはねばならぬ。さて七百萬以上にも上る巨大なる失業を如何にして克服すべきかが問題となつたのであるが、ナチスは失業の原因には敗戦による獨逸經濟の疲弊世界經濟の影響・技術の進歩・階級闘争等種々の原因を數へうるが、それらの有力なる原因の一として勞働人口の地方的産業的配分の不均衡(Ungleichheiten Disproportionalitäten)をあげざるべからずとなした。即ち勞働人口は地域的にみれば都市殊に大都市に集中して農村には寧ろ缺乏を呈し産業的にみれば工業・商業・交通業・保健衛生業等に多く集中して農業林業には勞力の不足を生じてゐる状態である。かくして都市殊に大都市の過剩勞働は失業となつてゐるのであるが、今日までそれを知りつゝも所謂自由主義的經濟思想に囚はれて勞働の配分を地域的産業的に調整するの策を樹てえなかつた。乍併、ナチスは今日七百萬を越ゆる如き失業者の存する場合、その失業の克服は従前の如き勞働紹介や職業紹介の如き姑息なる方法を以てしては到底解決しうるものに非ず、國家的に全地域・全産業に亘りて勞働力の適正なる配分をなすの外なく、之が爲には或は既存の勞働の配分關係に國家が干渉し或は將來の勞働の流れ(Arbeitsstrom)を制限し指導することは止むをえざる必要なることなりとなすに至つた。即ち巨大なる失業を克服せんが爲に遂にナチスは國民の勞働力を全部的に直接間接に管理しその配置を國家的に指導する

の所謂勞働配置政策をとるに至つたのである。

□、新經濟政策の遂行 ナチスが政權獲得以來は所謂民族共同體 (Volksgemeinschaft) の建設を目指して一踏躡進するに至つたのであるが、その爲には舊來の社會體制を變革すると同時に政治・經濟・社會・文化等のあらゆる領域に亘りて革新的建設的政策を樹てざるをえなかつた。就中、新經濟政策の樹立こそ緊急中の緊急事となされた。蓋し前述の如く獨逸國民大衆にとりての死活問題となつてゐる巨大なる數の失業を克服せんにも經濟政策の樹て直しを必要とするのみならず、獨逸の對外政策取行の上にも經濟政策が根本的重要さをもつに至れるが故である。ナチスは獨逸窮乏の根本原因をヴェルサイユ條約並びにその生める所謂ヴェルサイユ體制にありとし、このヴェルサイユ條約を破棄しヴェルサイユ體制を破壊することを黨の綱領(第二)にも掲げて鬭争を續けて來たのであるが、このことたるや無論國際的殊に英佛の大なる反對に遭ふことは火を暗るよりも明かである。茲に於てナチスはナチスの對外政策を取行せんには到底戰爭は免るべからざるものとなして政權獲得と同時に準戰時體制の準備に着手したのである。ナチスは準戰時體制の爲に先づ二つの大なる問題の解決を急いだ。一は食糧の自給自足であり他は軍備の充實である。食糧の自給自足政策を樹つるに至れるは前世界大戰に於ける苦き經驗に基く。周知の如く前世界大戰に於ける獨逸の敗因は武力戰よりも經濟戰わけでも食糧封鎖をうけしによる。即ち當時の獨逸は食糧の一部を海外に仰いでゐたが聯合國の海上封鎖によりてその糧道を斷たれたのである。ナチスが食糧の自給自足の確立を準戰時體制の根本なりとなせるは再び前大戰に於ける如き失敗を繰り返さざるが爲には當然のことである。次に準戰時體制の爲に軍備の充實の必要なるはいふまでもないが、それが爲にはヴェルサイユ條約によりて極度に縮少せられてゐた軍備を再建すべく、即ち陸海・空軍の大擴張を行はねばならなくなつ

た。第一の食糧の自給自足政策の爲には農業の生産力を發展させるの外なく、之が爲には農業並びに農村を再建せねばならぬが、それにしても農業勞働力の充實がその前提をなすのである。然るに當時農村勞働力は不足してゐて到底この國策的要求に應じえないことを明にした。都市には爲すことなくして苦める數百萬の失業者があるのに農村には爲すこと多くして人なきに苦しむといふが如き矛盾は、國家がこれを全局的立場より之を解決すべきものなりとせらるゝに至つた。これ新經濟政策が勞働配置を必要なりとするに至れる根本的な理由の一である。次に獨逸國防の再建が前述の如く陸海空軍の大擴張となりそれは又同時に軍艦飛行機その他軍需品や軍事施設の構築となりて、茲にも一般勞働者の外特に鐵・金屬・建築専門の勞働者の夥しき需要を生むに至つた。然るにこれらの専門勞働者 (Facharbeiter) は到底その需要に應じ切れぬことが明にされるに至り、いかにして不足せる専門勞働者の配給を調節するかといふことが大問題となつて來た。これが新經濟政策に於て勞働配置が必要となつて來た第二の根本的理由である。

(註三) ナチスの新經濟政策は所謂四ヶ年計畫 (Vierjahresplan) の名の下に着々遂行せられて來た。第一次四ヶ年計畫は一九三三年から三六年までを、而して第二次四ヶ年計畫は一九三六年より四〇年に跨る。ナチスは政權獲得と同時に準戰時體制を樹てたので第一次第二次何れの四ヶ年計畫にも一貫した政策は貫かれてゐるのであるが、第一次四ヶ年計畫時代には失業の克服に主力を注ぎ一九三四年までには大體の解決をつけた。失業克服の爲に大規模に起された公私の勞働創出政策 (Arbeitsbeschaffungspolitik) が成效したのである。ナチスのアウトタリキー政策は食糧品・工業原料の自給への確保のための努力となりそれは一には農業振興農村改革として又他には代用品工業の促進となりて現はれこれが又従來の工場設備機械を一變するに至つた。農業と共に工業の再編成といふことがこの期のスローガンであつた。第二次四ヶ年計畫はアウトタリキー政策の強化であるが準戰時體制は寧ろ戰時體制に入れりとみるべく一九三五年頃から活潑になつた再軍備は更に一段と強化されて鐵・金屬・建築工業に無数の勞働者を要求することとなつた。勞働配置政策が第二次四ヶ年計畫に至りて愈々切實なる經濟政策の問題となれるはこの事情による。

B 理論的必要

1、新しき「勞働の權利」の主張 吾人はナチスの勞働觀及び勞働奉仕の諸論に於て詳述せし如く民族共同體にありては總ての人は全體の爲に勞働或は給付をなすべき道德的義務 (sittliche Verpflichtung) を有する。茲に全體の爲にとは必ずしもその勞働や給付の無償的なることを意味しない。私有財産や私的企業を原則となすナチス國家に於ては勿論勞働や給付は原則として有償的なるが、全體主義的立場からは給付や創造は個人的意味をもつと同時に全體の意味をもつものである。蓋し民族そのものは一の生活共同體であり生ける全體であり組織である。民族そのものが全體として意志を有し目的を有し行動を有するをみればそれは明かであらう。而して民族がかゝる意志目的行動を有せんが爲にはそれに必要なる機能も物資も總ては民族を構成する個によつて調達準備されねばならぬ。ナチスは個の職業や勞働を實行かくの如き全體的・共同體的機能や創造の分擔なりと觀する。ナチスに於ては各人の勞働や給付は強制さるゝに非ずして自由なりとせらるゝが、その自由たるや個人主義觀照に立つ利己的放恣を意味するに非ずして、以上の如き個と全との關係の正しき認識よりする積極的自發的な給付創造の自由を意味するのである。従つてナチス社會にありては勞働や給付は自明的な共同體的義務であり道德的要請である。總ての人は各々の擔當する職業や勞働の共同體的意義を認識して出来るだけ共同體的要請に應ふべく努力しなければならぬ。而してかゝる共同體的な義務の遵奉は全體の繁榮を結果すると同時に當然に又全體を構成する個の繁榮を結果することになる。ナチスは「總ての同胞に生活上の可能性を與へる」ことや生活標準の向上を國家政策上の指標となしてゐるが、それはかくの如き全體的機構や過程を通してのみ可能となる。されば全體の爲にも個の爲にも各人の給付や勞働こそはその根本をなす。ナチスの所謂「勞働の義務」(Pflicht der Arbeit) とはかくの如き意味をもつものであり、新しく生まれた「勞働の權利」(Recht auf Arbeit) と云ふ語は、かくの如き國

9) A. Holtz, Nationalsozialistische Arbeitspolitik S. 55.
* 經濟論叢 五十卷第二號 五十一卷九號參照

民の道德的義務遂行の爲に國民の國家に對する道德的要求を意味するのである。

自由主義には「勞働の義務」もなければ「勞働の權利」もない。社會民主主義的思想によりて生まれたワイマル憲法は、「總テノ獨逸人民ハ其ノ精神的及肉體的ノ力 (Kräfte) ヲ公共ノ福利ニ適スル爲ニ活用スベキ道德上ノ義務ヲ負フ」となし、續いて「總テノ獨逸人民ハ其ノ經濟的勞働ニ依リ其ノ生活資料ヲ求ムルコトヲ得ヘキ機會ヲ與ヘラルヘシ」とあるも、「勞働の權利」といふ概念は明確ならず、從つて勞働を附與する政策は觀念的なものとなり遂に數百萬の失業者を出すに至つた。ナチスに至りて始めて勞働の義務と權利とが一體的に結びつけられ勞働の權利の具體化が重要な國家政策となつて來たのである。「勞働の權利」は「勞働の義務」を遂行せん爲に要求せられる國民の道德的要求にして法律上或は公法上の觀念ではないが、實際問題としては失業を克服し且つ新經濟政策を遂行する爲に現實的な切實な要求となつてあらはれた。ナチスによる「勞働の權利」なる概念の理論付けをみるに、上述の如く民族共同體に於ては總ての人は共同體の一肢體として全體的生命の經營に奉仕すべき道德上の義務を有してゐる。而して全體に奉仕するとは全體の爲に創造をなすこと即ち勞働給付をなすことに外ならぬとすれば總ての人は道德的義務遂行の爲に勞働するの機會を與へられねばならぬ。換言すれば總ての人は勞働の機會を與へらるゝことを國家に要求する權利を有する。それこそ所謂「勞働の權利」(Recht auf Arbeit) である。されば權利といつても個人主義的な利己の爲の主張に非ずして共同體的な義務履行の爲の要求であり義務の爲の權利である。さて「勞働の權利」によれば各國民同胞には常に勞働給付の可能性 (Möglichkeit zur Arbeitsleistung für jede Volksgenossen jederzeit gegeben ist)¹⁰⁾ が與へられねばならぬ。而して常に勞働給付の可能性を有するとふことは人々は常に一つの而して彼の勞働場所を有することに外ならぬ¹¹⁾。總ての人に一つの勞働場所を (Jedem

10) ワイマル憲法第六十三條參照。

11) J. Gerhardt, a. a. O. S. 178.

12) J. Gerhardt, a. a. O. S. 177.

13) A. Holtz, a. a. O. S. 27-33.

einen Arbeitsplatz) 而して總ての人に彼の勞働場所を (jedem seinen Arbeitsplatz) としふことが「勞働の權利」の本義である。されば「勞働の權利」は單なる「生存の權利」(Recht auf Existenz) 以上のものである。¹⁴⁾ 即ち生存の權利として要求せらるゝ社會的救護などと混淆すべきものでない。それは凡ての人に勞働給付の絶對的に確保せらるゝ可能性を與ふることを意味し、この意味に於て勞働の權利は又「勞働場所への權利」(Recht auf einen Arbeitsplatz) であり「勞働給付への權利」(Recht auf Leistung)¹⁵⁾ であるともいひうるのである。人は勞働場所に於て勞働給付をなすことによりて始めてその存在に名譽あらしめられ價値あらしめらるゝのである。さて國家が國民のかくの如き「勞働の權利」を認むるとすれば、かの無爲に苦しむ失業などを生ぜしむべきでなく、總ての勞働力を常に勞働場所に配置するの政策を樹て、なければならぬ。これがナチスの所謂勞働配置政策 (Arbeitsatzpolitik) である。即ち勞働配置政策は國民の有する勞働の權利を現實的・具體的に行使せしむる爲の政策であり國民は之によりて始めて共同體的道德的義務を果すことをうる。又かゝる政策によりて國民に一定の所得が確保せられ生活上の可能性が與へられ、人は總て勞働場所に編入せらるゝに至りて社會は正しき勞働の秩序を有することとなる。

□、經濟的理性の要求 ナチスに於ける勞働の配置は道德的要求であると同時に又經濟的理性の命令 (ein Gebot der wirtschaftlichen Vernunft) である。抑もナチスは勞働を以て經濟の根本となし資本主義の從來の經濟觀を拋棄してしまつた。彼等によれば「人間は思惟する以前に呼吸するがそれと同様に人間は經濟を行ふ前に勞働する」のであり「勞働は總ての經濟に先行する」。自由主義者は資本を以て經濟の根本となし資本が勞働を創造する様に信じたが、資本こそは勞働によりて創造せられたるものにして、物としての資本が人間を動かし人間の勞働を創造するなどはありえないのである。資本が勞働を創造したり又は失業させたりする如くみゆるのは實は資本家的法

14) J. Gerhardt, a. a. O. S. 177.

15) Brucker-Meystre, a. a. O. S. 7.

16) A. Holtz, a. a. O. S. 39.

則による資本の機能なのであつて資本そのものゝ力ではないのである。實に「勞働こそ勞働を創造する」。從來屢々人の考へし如く資本と勞働の對立とか調和とかいふことは正當な事物の認識に非ずして勞働にこそ唯一の權利 (Allreinrecht der Arbeit) を附與すべきものである。¹⁷⁾ かく考ふる時、勞働力は「國民の唯一の最大の然も自然的な財産 (Gut)」¹⁸⁾ であり富 (Reichum) である。この勞働力によりて勞働が創造され資本も造成される。さればこの勞働力を合理的に利用することが經濟の根本である。經濟は本質的に資本の組織といふよりも勞働の組織であるべきなりといはるゝはこの理由でもある。然も亦かやうな勞働力は國民が民族的に相續したる財産であり民族から自然的に與へられたる力であるが故に、それは民族の爲に全體の福利の爲に使用すべきものであり斷じて私有物として非全體的に浪費すべきものではないのである。¹⁹⁾ 「總ての國民の第一義務は精神的・肉體的に創造することにある」 (第一〇條綱領) となす所以も亦茲にある。富や資本の創造力としての勞働力を利用せざるかの失業の如きは大きな不合理であり損失である。²⁰⁾ 利用しうるあらゆる勞働力は之を利用しなければならぬ。²¹⁾ あらゆる勞働力が最も合理的に利用されたる場合資本の造成も最大であり國民生活の向上も亦自ら期待しうる。失業の如きは己れの勞働力を利用せざるのみならず更に他の創造せる國民的生産物を消耗するのであるからその損失は二重といふべくしかも使用せざる勞働力は次第に退化するものなるが故に例へ復職すると雖も給付能力が減退するものとみななければならぬ。²³⁾ されば國民經濟的立場からいへば、あらゆる國民のあらゆる勞働力は不斷にしかもそれが最大給付能力を發揮しうる様に合理的に使用せらるゝことが經濟的理性の要求する所である。²⁴⁾ このことは特に獨逸の如く國民の三分の二が勞働者サラリーマンとして勞働する「勞働の國家」にとりては國民經濟上決定的な重要さをもつものである。而してあらゆる國民の勞働力が不斷にしかも最大給付能力を發揮するには如何にすべきか、それに

17) Brucker-Meyttre, a. a. O. S. 3.
 18) Brucker-Meystre, a. a. O. S. 4.
 19) Brucker-Meystre, a. a. O. S. 4.
 20) A. Holtz, a. a. O. S. 40.

は總ての勞働能力ある國民に不斷に例之失業などならしむる様に、勞働場所 (Arbeitsplatz) を配置し、しかもそれが適材適所の原則に副ふ様にせらるべきことである。かくの如き大規模なる國民勞働の配置は乍併國民經濟を全局的に指導し統制しうる國家にして始めて可能にして他の如何なる機關もなしえない。これ國家の勞働配置政策を必要となす所以である。

八、社會的秩序の要求 ナチス共同體は所謂職業的身分社會である。各人はその擔當する社會的職業によりて職業的身分を獲得し、職業的身分は共同體的に保護せらるゝによりて始めて茲に經濟と社會とは一體化して、舊時代の如く經濟から遊離する社會や社會から遊離する經濟の如きが解消せられ、社會の爲の經濟、經濟の爲の社會が具現せらるゝのである。さてかゝる職業的身分社會にありては總ての人は何らかの職業に編入せられ現實に勞働に従事しなければならぬ。之は個人に對する社會の要求でもあり又個人の社會に對する要求でもある。詳言すれば何人も前時代の如く資本家的原則によりて失業したり社會から放出されたりすべきでない。若し新しき社會が萬人に勞働の場所を與へ彼等を職業身分的に保護しえないとすればそれは、共同體の破壊であり失敗である。かくの如きはナチス革命を無意味ならしむるものなるが故に、新社會の秩序を確立する爲に萬人に勞働場所を配置する勞働配置政策はかくべからざるものとなつてくる。萬人が勞働場所をもつことによりて所得を不斷に確保することになり生活の安定が期待される。勞働配置は實にこの意味に於ては國民の生活への權利 (Recht zum Leben)²⁵⁾ である。生活の安定は家族を有つ父の場合に於ては特に重要である。失業の一家全體の物質的精神的に及ぼす影響は甚大なるものがある。生活の安定ありて始めて家族生活の安定があり、各家族生活の安定によりて社會全體も安定する。生活の安定なき所には如何なる社會にも安定がない。加之、生活の安定なき所には自

21) A. Holtz, a. a. O. S. 30.
22) A. Holtz, a. a. O. S. 30.
23) Brucker-Meystre, a. a. O. S. 5-6.
24) A. Holtz, a. a. O. S. 30.

ら結婚も抑制せられ又出産が制限される。かくて人口問題を惹起せざるをえぬ。労働配置政策の及ぶ所又甚大なりといはねばならぬ。

更に翻つて考察するに社會秩序が確立し個人の生活が安定しても、社會が驕々乎として發展する爲には常に逞しき社會的創造が行はねばならぬ。社會に逞しき創造が行はれるには各自がその能力を最大限に發揮しなければならぬ。各人がその能力を最大限に發揮せんには社會的に所謂適材適所の原則が行はれてゐなければならぬ。かやうな社會的適材適所の原則は前時代の如く労働の機會が萬人に公平に恵まれず且又資本家的利欲の爲に恣意的に人々の労働を搾取したる場合に於ては行はれなかつた。かゝる政策は國民的立場から且大なる國民的労働を全局的に見渡して地域の産業的に労働の配分を調整し適材を適所に配分しうるものにして始めて可能であり、それは言ふまでもなく國家の外にはないのである。實に労働配置によりて總ての労働能力ある人々は労働の機會を平等にえ、茲に人々の自由なる競争が許され社會的な淘汰も可能となり、社會的な創造を促進すると同時に有能ある個人の發展を可能ならしめるのである。即ち逞しき創造の行はるゝ社會、ナチスの所謂給付の共同體 (Leistungsgemeinschaft) 業績の社會主義 (Socialism of achievement) を建設せんには國家的な労働の配置に疎たねばならぬのである。

四 労働配置政策の據るべき原則

(一) 全體的利益の原則 之は労働配置が全體即ち民族の福祉の爲になさるべきの要求である。それは民族主義・全體主義の下に於ては當然であるが、人の配置は物の配置よりも一層重要性を帯びてゐるといふことを知つてそ

25) A. Holtz, a. a. O. S. 28.

26) A. Holtz, a. a. O. S. 27.

の全體的立場を堅持するのみならず全體的利益を最大ならしむる様に考慮すべきである。蓋し物或は資本は結局は人によりて動かされ使用されるのであるから、人の配置は物或は資本の生産消費に大なる影響をもつのみならず、人間は意志し感情し生活するものなるが故に人の配置は配置せらるゝ人そのものにとりての大なる問題であり、延いては一國の社會上文化上をとして又勿論政治上の重大なる結果を齎らすが故である。全體的利益を第一となすといふことは私益に囚はるべからざることの要求なるは言ふ迄もないが、例へ公益的・社會的にしても地方的又は部門的な要求に支配されてはならぬことを要求する。民族の生は現在のみならず將來に互りて發展してやまぬものである。されば生成の過程にある民族的全體的な生活に於ける勞働の配置なることを忘れてはならぬ。詳言すれば勞働配置は現在のみならず將來をも考へ、而して現在に就て之をみればそれは經濟に最も密接な關係ありと雖も、尙、社會・文化及び政治關係をも考慮すべく、更に又經濟といつてもその視野を單に農業とか工業とかの一面に偏せしめず普くあらゆる部門を包括する經濟全體を考慮しなければならぬ。この事は社會・文化・政治に於ても亦同様であり、即ち社會的・文化的・政治的全體を考慮して以て勞働配置の緩急多寡を決定すべきである。之を要するに勞働配置は廣き立場から且つ生成するものとしての民族政策の立場から最も全體的にみて利益の大なることを原則として決定せられねばならぬ。

(二)自由勞働の原則の確保 勞働配置政策は自由勞働の原則を廢棄するものではなく勞働は依然として自由である。即ち職業の種類勞働の場所・勞働の移動等は原則として自由あてつて何等國家の強制原則が之に代るのではないナ。チスは自由 (Freiheit) は獨逸の生活の原則である。吾人は獨逸的に感じ思惟し又は創造し給付するの自由を欲する²⁷⁾。従つてナチス革命は經濟を變革するが決してロシアの如く經濟を國家化 (Versaatlichung) したり中央集

27) A. Holtz, a. a. O. S. 27.

權化したりするのではなく、²⁸⁾各人の共同體的な道德を基礎とする自由經濟 (Freiwirtschaft) を確立せんとするものであるとなす。従つてナチス經濟の下では勞働も企業ももとより自由にして國家權力によりて強制されることはない。かくの如き自由勞働は勞働を以て人格の表現なりとなすナチスの倫理觀・勞働觀に即應するのであるがそれのみならず、又自由勞働にして始めて經濟は發達して進歩するのである。權力によりて強制せらるゝ非自由勞働は人間の勞働意志を妨げて、積極的な創造は行はれえざるに至り、かくの如き經濟は決して發展するものではない。されば自由勞働こそ創造的進歩的經濟の基本をなす。ナチスの勞働配置政策はかくの勞働の自由を抑止するものに非ず、否寧ろ各人にかゝる勞働の自由創造の自由を與へんために、換言すれば各人が自由なる勞働の權利 (Recht auf Arbeit) として國家に要求するものを國家の義務として與へん爲に行ふのである。而して國家が國民にかゝる自由をかゝる權利を與へん爲に普く産業や地域を見通して勞働の配置に過不足なからしめんとすることは之れやむをえざることであり且又當然に合理的なりとしなければならぬ。ナチス勞働配置政策は勞働の強制的配分を意味せず國民の自由勞働の爲に行はるゝ統制にすぎぬ。この意味に於て勞働配置政策は苟くも勞働意志を阻止するが如き方法を極力避けらるべきである。²⁹⁾

(三) 適材適所の原則 この原則は凡ゆる人をして彼に相應しき詳言すれば彼の個性・教養・能力に適合する勞働場所をえせしめよといふことを命ずる。ナチスは勞働配置の目標として「凡ての人に一の勞働場所をそして凡ての人に彼の勞働場所を」といつてゐるが、その「彼の勞働場所」とはかくの如き、人々にとりての正しき勞働場所 (die richtige Stelle) を、換言すれば適材を適所に配置せよとの義なのである。³⁰⁾さてかくの如き適材適所の原則は、經濟的にみればその然らざる場所に比して能率業績を上げうることは言ふまでもなく、従つてそれは、又國民

28) J. Gerhardt, a. a. O. S. 178.

29) Brucker-Meystre, a. a. O. S. 49, J. Gerhardt, a. a. O. S. 200.

30) Dr. Syrup, a. a. O. S. 22.

的・公益的な當然公の要求なりといはねばならぬ。況んや共同體を給付業績・勞働の共同體たらしめんとしてゐるナチスにとりては尙更のことである。更に又この原則は社會的にみれば、この原則あるによりて各人の個性や能力が大いに發揮せられて業績を高むるによりて經濟的地位も上り従つて又自ら社會的にも向上しうる可能性を與ふることになる。加之、この原則が行はれるによりて、社會生活の基準が能力本位となるによりて、從來の如く資本家的特權とか壓迫或は情實などを稀薄ならしめ、社會の階級的對立を解消するに役立つ即ち共同體化への前進である。更に又、適材を適所に於て大いに發展せしむることはナチスの目指す貴族主義にも合して社會の創造進展を活潑ならしむるであらう。さてかくの如き原則を實施する爲に、ナチスは或は學校教育を通じ或は職業相談所によりてその就學の方向を指導するのみならず、或は又就職後の勞働の交換を行はしめ、或は専門勞働者を専門以外の勞働に従事せしむることを禁ずる等の諸方法を講じつゝあるのである。

(四)彈力の原則 この原則は勞働配置政策が公式化形式化・或は機械化されることを避け、事情の變更に應じて適宜變化すべく或は又例外的處置も亦可能ならしむべきことを要求する³¹⁾。勞働配置は國防政策・社會政策等々廣く政策目的から生ずる經濟政策を中心として行はれるものであるが、かゝる政治目的は國際關係や國內事情によりて變化すべく、従つて又勞働配置にも大小緩急があるべきである。それを一概に無視して政策を石化し官僚化するならば却つて政治目的に反することとなる。ナチスは又勞働配置に當りて家族事情や年齢事情なども考慮すべしとなし、例へば家族姻戚關係・財産・住宅關係等から他地方へ移動し難きものなどはそれらの事情を斟酌すべく、更に又年齢に於ても高齢者と青年との間には勞働配置能力に自ら差あるべく、殊に又、家族を有する失業者の配置の如きは家族政策・社會政策上も特に優待すべしとなしてゐる。彈力原則として更に附加すべきは

31) L. Munzè, a. a., O. S. II.

―職業後繼者の問題である。ナチスは勞働配置の適正を期する爲に豫め職業殊に専門勞働者の後繼者を養成するの政策をとつてゐるが、その場合それらの職業の將來を特に考慮すべく、公式的に後繼者を多く養成してその處置に窮するが如きことのなからんことを警しめてゐる。要するに勞働配置は一に國家の政治目的に副ひ他には最大給付能力を發揮せしめんとする經濟目的に出づるものであるが、政策上の變化且又個人的事情の如何を斟酌して適當になすべきであつて公式的なものであつてはならぬのである。

以上、吾人は勞働配置政策の據るべき原則を述べたが、尙ナチスは勞働の配置はなるべく自然的にしかも合理的に行はるゝ様に、例へば多くの失業者を出して事後的に再配置するが如きことや、勞働の特定部門にのみ多くの就職希望者の殺到するが如きことなからしめんとして、いはゞ事前的な勞働配置の對策を樹て計畫的組織的にそれを進めてゐる。かの彪大な領域政策・勞働計畫はそれから生まれてゐる、この事後的な配置よりも事前的な配置政策の重視も亦勞働配置の原則として附記せらるべきものであらう。(本稿未完)